

平成26年3月11日

1. 農作物等の生産維持のための支援
【農漁業災害対策特別措置費】（補助率：県 1/2、市町村 1/2）
 - ・病虫害防除用の農薬や樹草勢回復のための肥料の購入費等への支援
 - ・被災した農作物の代替作付けや追いまきの種苗の購入費への支援
 - ・被災した農作物の取りかたづけ作業費への支援
2. 被災した農業生産施設の撤去への支援
【被災農業者向け経営体育成支援事業】（補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10）
 - ・倒壊した農業用ハウス・棚等の撤去・運搬・処分に要する経費の支援
3. 農業生産施設の再建・修繕への支援
【被災農業者向け経営体育成支援事業】（補助率：国 5/10、県 2/10、市町村 1/10 以上）
 - ・施設の復旧・再建や修繕に必要な資材購入などへの支援
4. 果樹の改植への支援
【果樹経営支援対策事業】（補助率：国 1/2）
 - ・被害果樹の植え替えとこれに伴う果樹棚の設置に必要な資材導入への支援
【果樹未収益期間支援事業】
 - ・改植に伴う未収益期間の支援（20万円/10a（5万円/10a×改植の翌年から4年間分））
5. 園芸用土事業者等中小企業のための支援
【経営安定資金（基盤強化融資：罹災対策）】
 - 貸付限度額：設備資金5,000万円（償還7年以内、据置1年）
 - 運転資金3,000万円（ 同上 ）
【特別相談窓口（県経営支援課内）】
 - 施設再建や売上減少への対応等の経営上の相談と専門家（中小企業診断士等）派遣
6. 畜産農家の経営安定のための支援
【肉用牛肥育経営安定特別対策事業】
 - ・繁殖雌牛の増頭を支援 1頭当たり8万円又は10万円
【養豚経営安定対策事業】
 - ・母豚になる交雑種雌豚の導入を支援 生体1頭当たり上限10万円 など
7. 資金
 - ①運転資金
【災害経営資金】
 - 貸付限度額：一般農業者200万円（償還3年以内、据置2年）
 - 果樹・家畜500万円（償還5年以内、据置2年）
【がんばろう“とちぎの農業”緊急支援資金】
 - 災害経営資金の上乗せ分として500万円以内（損失額の範囲内）
 - 償還5年以内、据置2年
 - ②施設復旧のための資金
【施設復旧資金】
 - 貸付限度額：600万円（償還7年以内、据置2年）
【農業近代化資金（災害復旧支援資金）】
 - 貸付限度額：1,800万円〔知事特認2億円〕（償還7～15年以内、据置2～7年）